

※この資料は現時点（R6.12.16）のものであり、今後、変更する可能性があります

令和6年奥能登豪雨による 被災された農家の皆様への支援について

令和6年12月
石川県農林水産部

令和6年奥能登豪雨により被災されたすべての皆様に心よりお見舞い申し上げます。

この資料は、被災された農家の皆様が、営農開始に意欲を持って取り組んでいただけるよう、様々な支援策を盛り込んでいます。

ご不明な点がございましたら、相談窓口までお問い合わせください。

《石川県・北陸農政局・JAグループによる現地相談窓口》

○設置場所

- ・JAのと本店（穴水町字大町ほの95番地） 0120-338-250
- ・七尾市役所本庁舎（七尾市袖ヶ江町イ部25番地） 0767-53-8005
- ・志賀町役場本庁舎（羽咋郡志賀町末吉千古1番地1） 0767-32-9221
- ・石川県珠洲農林事務所（珠洲市野々江町シ-32） 0120-338-760

※JA内浦町営農経済課の相談窓口は、12月23日（月）以降

JAのと本店の相談窓口に統合します

※避難先の最寄りの農林総合事務所でも相談を受け付けています

○受付時間 平日9:00~17:00

※ご希望者には対面によるご相談にも対応（予約制）

《奥能登営農復旧・復興センター》

○設置場所 JAのと本店内（穴水町字大町ほの95番地） 0768-52-3805

○受付時間 平日9:00~17:00

目 次

<生産基盤の復旧>

農地復旧事業の活用早見表・フローチャート・・・・・・・・・・ 1

○ 農業者自らによる復旧

- 1 農地の作物残さ処理や土砂撤去、納屋・ハウスの土砂撤去等・・・・ 2
- 2 農地・農業用施設の小規模な修理
(事業費 40 万円未満、手作り)・・・・ 5
- 3 農地・農業用施設の復旧(事業費 40 万円以上、直営施工)・・・・ 6
- 4 農地・農業用施設の小規模な修理
(事業費 40 万円未満、多面・中山間)・・・・ 8
- 5 建設機械運転技能の習得・・・・・・・・・・・・・・ 10

○ 建設業者による復旧

- 6 農地・農業用施設の復旧・・・・・・・・・・・・・・ 11
- 7 水路等の復旧と合わせた、被災していない水路、
農業用ため池の取水施設等の整備・・・・・・・・・・・・ 12

<機械・施設の復旧>

- 8 被災した農業用機械の修理・再取得・・・・・・・・・・・・ 13
- 9 被災した格納庫やハウス等の修理・再整備・・・・・・・・・・・・ 14
- 10 被災した農業用機械・施設の修理・再取得(地震との2重被害)・ 15
- 11 機械・施設の復旧資金の借入れ・・・・・・・・・・・・・・ 16

<人手の確保>

- 12 農作業の人手の確保・・・・・・・・・・・・・・ 18
- 13 共同活動に係る人手の確保(能登農林水産業ボランティア)・ 21

＜運転資金・雇用関係＞

- 14 既往債務の負担軽減や運転資金の借入れ 2 2
- 15 収入保険・農業共済の支払 2 3
- 16 被災した農家の一時的な雇用 2 4
- 17 被災した農家における従業員の雇用維持 2 5

＜その他＞

- 18 被災した鳥獣被害防止柵の再整備 2 6
- 19 なりわい再建支援補助金 2 7

奥能登豪雨により土砂や流木の流入などの被害があった農地を
 農業者自らが復旧する場合、作業費等を支援します

土砂や流木などの撤去に活用できるメニュー一覧(農業者が自ら実施するもの)

		①	②	③	参考(集落組織への支援)		
事業名		営農環境整備支援事業 (豪雨被害)	農地等手づくり復旧支援事業	農地・農業用施設災害復旧事業	多面的機能支払交付金	中山間地域等直接支払交付金	
本資料の該当ページ		2~4ページ	5ページ	6~7ページ	8ページ	9ページ	
被災農地の要件		・冠水によるごみや軽微な土砂が流入した農地 ・②~③の事業を活用しない農地(農道、水路は併用可)	・5cm以上の土砂 ・事業費が1カ所あたり40万円未満	・5cm以上の土砂 ・事業費が1カ所あたり40万円以上	・活動計画書に位置付けられた農地や農業用施設	・協定書に位置付けられた農地	
取組内容	農地	流木などの撤去	○	○	○	○	○
		農地の土砂撤去	○	○	○	○	○
		土砂のすき込み・農地の均平化	○	○	○	○	○
		農作物残さの処理	○	△ (土砂撤去・すき込み・均平化と併せて取り組む場合は対象)	△ (土砂撤去・すき込み・均平化と併せて取り組む場合は対象)	△ (土砂撤去・すき込み・均平化と併せて取り組む場合は対象)	△ (土砂撤去・すき込み・均平化と併せて取り組む場合は対象)
		石灰散布 ※pH確認必要	○	△ (土砂撤去・すき込み・均平化と併せて取り組む場合は対象)	△ (土砂撤去・すき込み・均平化と併せて取り組む場合は対象)	△ (土砂撤去・すき込み・均平化と併せて取り組む場合は対象)	△ (土砂撤去・すき込み・均平化と併せて取り組む場合は対象)
		土づくり (堆肥散布等)	○	×	×	×	×
	施設	水路の土砂・流木の撤去	×	○	○	○	○
		農道の土砂・流木の撤去	×	○	○	○	○
	地元負担		なし	1/4以内 (市町によって異なる)	0~10% (市町によって異なる)	なし	なし
その他			1ヶ所とは、ほ場1筆や農道、水路を指す	1ヶ所とは、直線距離150m以内のほ場を指す			

事業ごとに相談先や申請先が異なりますので、本資料の該当ページでよくご確認ください

【農業者自らによる復旧】

農 家

1 農地の土砂撤去・作物残さ処理・土づくり・除草、
納屋・ハウスの土砂撤去等

1 支援内容

【農地の復旧】 ※災害復旧事業など他の支援策の対象外となる農地

- ① 流木や瓦礫、土砂等の農地からの撤去を自ら行う場合
- ② 農作物残さの処理を自ら行う場合

【農業施設・機械の復旧】

- ③ 被災した納屋・倉庫・パイプハウス等からの土砂撤去、清掃
- ④ 豪雨後の農作業により故障した農業機械の修理

【農産物の収量・品質の向上に係る取組】

- ⑤ 堆肥散布などの土づくり
- ⑥ 災害復旧事業開始前のほ場での病虫害拡散リスク防止のための除草

2 支援対象者

能登半島地震及び奥能登豪雨の二重被害を受けた農家

3 支援対象者の負担割合等

- ①、②、③、⑤、⑥ なし（定額補助）
- ④ 修理費の1/3（国1/2、県1/6） ※修理費上限100万円/戸

4 必要書類

- ・被害状況や取組状況が確認できる写真
- ・取組状況が確認できる作業記録
- ・③は農業施設の所有者が確認できる書類
- ・④は農業機械の修理に係る請求書及び領収書

事業名：営農環境整備支援事業【県】

持続的生産強化対策事業（産地緊急支援）【国】

担 当：石川県農林水産部 生産振興課

営農環境整備支援事業(豪雨被害)のご案内

※国事業名:持続的生産強化対策事業(産地緊急支援対策)



奥能登豪雨と能登半島地震の二重被害にあわれた農業者の営農環境の整備を支援します

支援対象者

令和6年能登半島地震と令和6年奥能登豪雨との**二重被害**にあわれた農業者

※二重被害にあった農業者とは、能登半島地震、奥能登豪雨被害の両方にあったことを市町が認めた者

支援の内容

以下の取組を行った場合に支援します。

被害内容	支援の対象となる取組	支援単価・補助率 ※1
ほ場に土砂等が流入した ※2	①流木や瓦礫、土砂等の農地からの撤去、均平化を自ら行う取組	定額補助 上限30,000円/10a
	②農作物残さを自ら処理する取組	定額補助 上限12,000円/10a
農業施設・機械が被災	③被災した納屋・倉庫・パイプハウス等からの土砂撤去、清掃	定額補助 上限1,600円/m ² (建築面積)
	④豪雨後の農作業により故障した農業機械の修理	修理費の 2/3以内 ※修理費上限100万円/戸
次年作の品質低下が懸念される	⑤堆肥散布等の土づくり	定額補助 上限12,000円/10a
	⑥災害復旧事業開始前のほ場での病害虫拡散リスク防止のための除草 ※3	定額補助 上限6,000円/10a/回 ※除草回数上限4回

※1 支援単価は、予算額の範囲内で調整する場合があります

※2 災害復旧事業や農家等手づくり復旧支援事業など他の事業との重複支援は不可

※3 中山間地域等直接支払事業など他の事業と③重複支援は不可

以下のような書類が必要になる予定です。ご準備をお願いします。

流木等の撤去、土づくり、病害虫拡散リスク防止のための除草

- 被災状況が分かる写真(写真が撮れない場合は理由書でも可)
- 取組後の写真
- 作業記録 (流木除去や土砂撤去などの、作業日時や内容を記録したもの など)

作物残さの農地へのすき込み

- 水稲共済加入申込書や共済金支払通知書など、令和6年に被害ほ場で水稲を作付けしたことが分かる書類
- 取組後の写真
- 作業記録 (残さ処理などの、作業日時や内容を記録したもの など)

被災した納屋・倉庫・パイプハウス等からの土砂撤去、清掃

- 被災状況が分かる写真(写真が撮れない場合は理由書でも可)
- 取組後の写真
- 作業記録 (土砂撤去などの、作業日時や内容を記録したもの など)
- 固定資産税の納付書など、床面積がわかる書類

豪雨後の農作業により故障した農業機械の修理

- 請求書、領収書 など修理金額がわかる書類
- 豪雨後の作業により破損したことの証明

第1回締切 1月20日(予定) 最寄りのJAまで
 ※令和6年度中に完了する取組は今回できるだけ申請してください
 (今後の募集は調整中)

相談窓口

申請や事業に関するお問合せはお近くの現地相談窓口までご相談ください。

現地相談窓口	所在地	電話番号
JAのと 本店	鳳珠郡穴水町字大町ほの95	0120-338-250
七尾市役所本庁舎	七尾市袖ヶ江町イ部25番地	0767-53-8005
志賀町役場本庁舎	志賀町末吉千古1番地1	0767-32-9221
石川県珠洲農林事務所	珠洲市野々江町シ-32	0120-338-760

※JA内浦町営農経済課の相談窓口は、12月23日(月)以降、JAのと本店の相談窓口に統合します

【農業者自らによる復旧】 ※建設業者への委託も可

集 落 組 織

2 農地・農業用施設の小規模な修理（事業費 40 万円未満）

（多面的機能、中山間支払の対象外の地域）

1 支援内容

（1）対象施設

農地や農業用施設（水路・農道・ため池 等）

（2）支援対象経費

農家等による被災 1 か所あたり 40 万円未満の簡易な修繕にかかる経費（資材費、リース代、労務費 等）

※地区内に 40 万円未満の被災箇所が複数ある場合も交付額の範囲内で対象

※国の補助事業の対象外となるものが対象

2 支援対象者

市町、土地改良区、町会、生産組合、農業者 等

※多面的機能支払事業、中山間地域等直接支払事業の対象地域も活用可能

3 支援対象者の負担割合

事業費の 1 / 4 （県 3 / 4）

※市町によって負担割合が異なることがありますので、お問い合わせください。

4 必要書類

- ・被災状況が確認できる写真
- ・領収書等の支払関係書類

事業名：農地等手づくり復旧支援事業【県】
担 当：石川県農林水産部 里山振興室

【農業者自らによる復旧】

3 農地・農業用施設の復旧（直営施工、事業費 40 万円以上）

災害復旧工事において、農家等が農地や農業用施設の比較的軽微な土砂撤去作業等を、農家等が自ら復旧工事を施工（直営施工方式）し、その作業費を市町から受けるものです。

1 事業実施の流れ

- ① 農家等は、直営施工で実施したい内容（場所、作業内容、作業期間など）を奥能登営農復旧・復興センターに相談します。
- ② センターは、農家等から詳細を聞きとり、市町と連携し作業内容案を作成します。（災害復旧事業の対象か確認、建設業者との工程調整、金額算出など）
- ③ 農家等は、作業内容案を確認し、集落代表者等の地域関係者と情報共有するよう努め、市町へ申請書を提出します。
- ④ 市町は、申請内容が適切である場合は、承認し、農家と契約を取り交わします。
- ⑤ 農家等は、堆積土砂撤去や水路土砂撤去などの工事を実施します。
 - ・ 着工前、施工状況、完成写真が必要
 - ・ 流木・雑物除去等は数量のわかる写真が必要
 - ・ 作業管理等に不明な点がある場合は、センターまで相談ください
- ⑥ 作業完了後、写真や書類を整理の上、市町に報告書及び請求書を提出します。
- ⑦ 市町は農家等に費用を支払い、精算します。

2 作業内容の例

- ・ 田面に堆積した土砂撤去、流木・雑物除去、田面整地、残渣処理等
- ・ 水路内の土砂撤去等

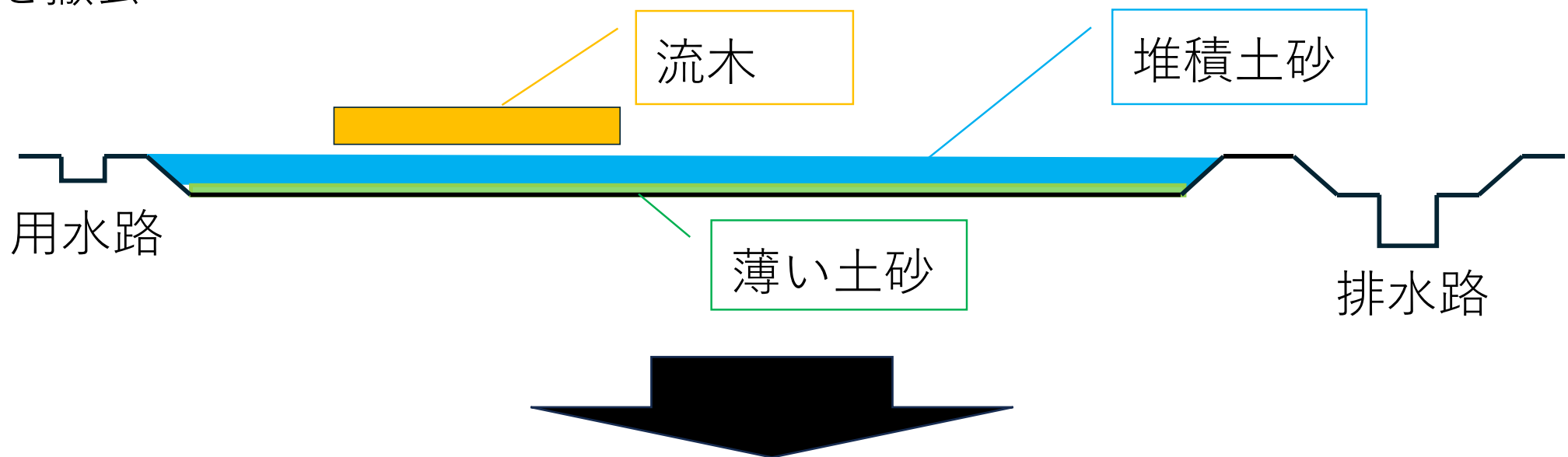
事業名：農地・農業用施設災害復旧事業【県・国】
担 当：石川県農林水産部 農業基盤課

農業者自らの復旧(災害復旧事業 直営施工方式)^{R6.12.16}

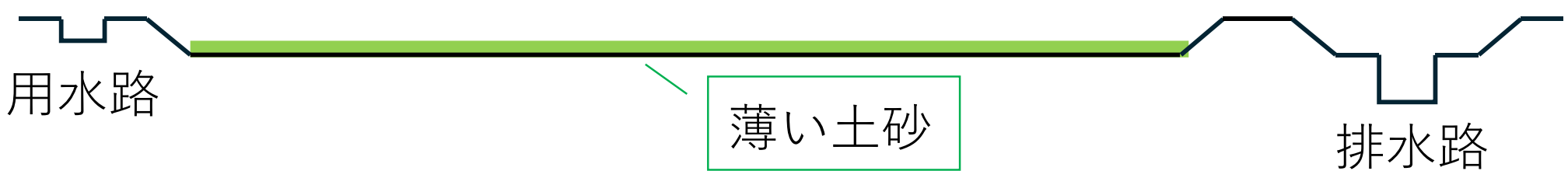
災害復旧事業において、農家等が自ら行う土砂撤去等の比較的軽微な復旧工事(直営施工方式)について支援します

1. 直営施工のイメージ 【例：刈り取り済みほ場の土砂撤去】

建設業者が、流木撤去、表土を保護する観点から田面から3～5cm上までの土砂を撤去



農家等が、自ら薄い土砂をすき込み・整地 39,000円/10a



田面に堆積した土砂の撤去以外にも、水路内の土砂撤去なども直営施工で取り組むことが可能です

標準単価の例 (作業に応じて様々な単価を設定します)

トラクター農作物細断・トラクタ耕起 50,000円/10a

人力流木除去 (流木量小) 7,360円/10a

※重機の輸送費は別途計上可能

2. 問い合わせ

- ・直営施工に関する相談は、「奥能登営農復旧・復興センター」(JAのと本店1階:電話0768-52-3805)までご連絡ください
- ・農家等は事業主体(市町)と作業委託契約を行います(契約にあたりセンターがサポートします)

【農業者自らによる復旧】 ※建設業者への委託も可

集 落 組 織

4 ①農地・農業用施設の小規模な修理（事業費40万円未満）

（多面的機能支払交付金 対象地区）

1 支援内容

（1）対象施設

多面的機能支払交付金を活用している活動組織（農家等の組織する団体）が活動計画書に位置付けて保全管理する区域内的の農地や農業用施設（水路・農道・ため池等）

（2）支援対象経費

農家等による被災1か所あたり40万円未満の簡易な修繕にかかる経費（資材費、リース代、労務費等）

※地区内に40万円未満の被災箇所が複数ある場合も交付額の範囲内で対象

※国の災害復旧事業の対象外となる場合は、40万円を越える修繕も対象

2 支援対象者

多面的機能支払交付金の活動組織

3 支援対象者の負担割合

負担なし（国1/2、県1/4、市町1/4）

※ 取組面積に応じた交付額の範囲内で地元負担なし

4 必要書類

領収書等の支払関係書類

事業名：多面的機能支払事業【県】
多面的機能支払交付金【国】
担 当：石川県農林水産部 里山振興室

【農業者自らによる復旧】 ※建設業者への委託も可

集落組織

4 ①農地・農業用施設の小規模な修理（事業費40万円未満）

（中山間地域等直接支払交付金 対象地区）

1 支援内容

（1）対象施設

中山間地域等直接支払制度を活用している集落協定組織（農家等の組織する団体）が協定書に位置付けて保安全管理する区域内的の農地や農業用施設（水路・農道・ため池等）及び共同利用施設（活動組織が運営する倉庫や直売所）

（2）支援対象経費

農家等による被災1か所あたり40万円未満の簡易な修繕にかかる経費（資材費、リース代、労務費等）

※地区内に40万円未満の被災箇所が複数ある場合も交付額の範囲内で対象

※国の災害復旧事業の対象外となる場合は、40万円を越える修繕も対象

2 支援対象者

中山間地域等直接支払交付金の活動組織

3 支援対象者の負担割合

負担なし（国1/2、県1/4、市町1/4）

※取組面積に応じた交付額の範囲内で地元負担なし

4 必要書類

領収書等の支払関係書類

事業名：中山間地域等直接支払事業【県】
中山間地域等直接支払交付金【国】
担 当：石川県農林水産部 里山振興室

農業者

5 農地等の復旧に向けた建設機械運転技能の習得

1 支援内容

(1) 支援内容

農地等の復旧等に必要となる「車両系建設機械（整地・運搬・積込み用及び掘削用）運転技能」の取得費用

(2) 支援対象経費

「車両系建設機械（整地・運搬・積込み用及び掘削用）運転技能講習」に要する受講料、講師料、会場使用料

2 支援対象者

能登地域（宝達志水町以北）の農業者や農業法人等従業員など

3 支援対象者の受講料

無 料

4 講習会の開催時期

1月中旬頃：学科、2月中旬頃：実地研修

※ 学科と実地の両方を受講する必要があります。

5 留意事項

- ・参加者が20名未満の場合、開催を中止することがあります。
- ・大型特殊免許をお持ちでない方も参加できます。

6 問い合わせ

県農業経営戦略課 農業人材グループ tel：076-225-1660

事業名：被災地の雇用対策事業【県】 担 当：石川県農林水産部 農業経営戦略課 石川県商工労働部 労働企画課

【建設業者による復旧】

市町、土地改良区

6 農地・農業用施設の復旧

被災箇所については、国、県、市町、土地改良区等で確認を行っていますが、被災を確認した場合は、管轄する県農林総合事務所、または市町、土地改良区へお知らせをお願いします。

その際に、場所（どこの田んぼ、水路か）、被災の状況（田面に堆積している土砂の厚さや流木の量、畦畔が崩れているのか、水路が詰まっているかなど）も写真とともにお知らせいただくと、関係機関と情報共有がなされ、速やかな復旧工事につながります。

1 支援内容

1 箇所の復旧工事費が40万円以上の農地や水路、頭首工等の被害の復旧工事費及び用水・排水を応急的に手当てするための工事費

- ・ 農地：田、畑、牧草地
 - ・ 農業用施設：水路、農道、ため池、頭首工、用排水機場
- ※農地：現に耕作している、また休耕していても管理していれば対象です
 ※農業用施設：関係受益者が2人以上の施設

2 復旧工事の実施主体 市町、土地改良区

3 復旧工事にかかる農家の負担割合

農地 : 0% ~ 10%
 農業用施設 : 0% ~ 3%

※市町によって負担割合が異なりますのでお問い合わせください。

事業名：農地・農業用施設災害復旧事業【県・国】
 担 当：石川県農林水産部 農業基盤課

【建設業者による復旧】

市町・土地改良区

7 水路等の復旧とあわせ、被災していない水路、農業用ため池の取水施設等の整備

(1) 対象施設

- ・ 農業用水路、用水機場、農業用ため池 等

(2) 支援対象経費、条件

- ・ 農業用排水路、用水機場等の長寿命化のための整備にかかる費用
- ・ 農業用ため池の豪雨・地震等の対策をするための整備にかかる費用
- ・ 事業費200万円以上、受益者2者以上

2 支援対象者

市町、土地改良区

3 農家の負担割合

0% ~ 36% (国50 (55) %、県14%)

※市町によって負担割合が異なりますのでお問い合わせください。

事業名：農村総合整備（条件改善型）【県】
農業水路等長寿命化防災減災事業【国】
担 当：石川県農林水産部 農業基盤課

8 被災した農業用機械の修理・再取得

1 支援内容

農業用機械及び生産した農産物の加工用機械の修理・再取得

※ 再取得する機械は、原則、従前に所有していた機械と同程度の能力のもの（ただし、被災農家の複数が組織化して機械を共同利用する場合、従前より能力が高い機械も対象となることがあるため、お問い合わせください。）

○助成対象（例）

トラクター、田植機、コンバイン、穀物乾燥機、農業専用トラック 等

×助成対象外（例）

※新車登録から14年以内に限る

- ・育苗箱、パレット、コンテナ、運搬台車等の補完的器具
- ・トンネル、マルチ、燃料、農薬、肥料等の消耗品

2 支援対象者

豪雨により農業用機械が壊れた農家

3 農家の負担割合

事業費の1／10（国5／10、県2／10、市町2／10）

※ 自己負担分については公的融資（無担保・無利子）の対象

4 必要書類

- ・被災状況が確認できる写真、被災証明書
- ・令和6年9月20日以降の取組であれば、本事業の手続前の取組も対象。その際、見積書や領収書等の支払関係書類

事業名：農業機械再取得等支援事業（農業用施設）【県】

農地利用効率化等支援交付金（被災農業者支援タイプ）【国】

担 当：石川県農林水産部 農業経営戦略課

9 被災した格納庫やハウス等の修理・再整備

1 支援内容

農産物の生産・加工に必要な施設の処分（解体、廃材の運搬）
及び修理・再整備

※ 建物に格納された状態で被災した農業機械の撤去費も対象

※ 必要な資材を購入して自ら修繕・再整備する場合を含む

○助成対象（例）

格納庫、農舎、農業用ハウス、加工施設 等

×助成対象外（例）

・店舗や直売所など、販売に関する施設

（店舗兼作業所の場合、店舗の部分は対象外）

・トンネル、マルチ、燃料、農薬、肥料等の消耗品

2 支援対象者

豪雨により農業用施設が壊れた農家

3 農家の負担割合

事業費の1/10※（国5/10、県2/10、市町2/10）

※ 農業用ハウス等で園芸施設共済に未加入の場合は3/10

自己負担分については公的融資（無担保・無利子）の対象

4 必要書類

・被災状況が確認できる写真、被災証明書

・令和6年9月20日以降の取組であれば、本事業の手続前の取組も対象。その際、見積書や領収書等の支払関係書類

※納屋や格納庫の建替え等に当たり、工事業者が見つからないなどの御相談は、以下の窓口で対応しています。

○相談受付：0120-123-601（石川県木造住宅協会・石川県建築業協会）

○受付時間：平日 9:00～17:00

事業名：農業機械再取得等支援事業（農業用施設）【県】

農地利用効率化等支援交付金（被災農業者支援タイプ）【国】

担 当：石川県農林水産部 農業経営戦略課

10 被災した農業用機械・施設の修理・再取得

※2重被害（地震後、修理・再取得した農業用機械・施設）

1 支援内容

地震で被災し、農業機械再取得等支援事業等で導入した農業用機械・施設が、豪雨で再び被災した際の修理・再取得

2 助成対象

地震で被災し、農業機械再取得等支援事業等で導入した農業用機械・施設（事前着工で導入したものを含む）

3 農家の自己負担

無し

※農業機械再取得等支援事業の自己負担分1／10を県と市町で折半し、全額補助（従前の機械等から能力増強を行う場合を除く）

4 必要書類

- ・地震時及び豪雨時の農業機械再取得等支援事業の申請書（写し）
- ・地震後、修理・再取得したことが確認できる書類（納品書等）

事業名：再被災農業機械再取得等支援事業【県】
担 当：石川県農林水産部 農業経営戦略課

11 機械・施設の復旧資金の借入れ

1 支援内容

(1) 農業近代化資金

- ・貸付限度額：個人1, 800万円、法人2億円
- ・償還期限：施設15年以内（措置期間：3～7年以内）
機械7年以内（措置期間：2年以内）
- ・貸付当初5年間実質無利子化
- ・実質無担保、無保証人
- ・貸付当初5年間の保証料の免除

(2) 農業経営基盤強化資金（スーパーL資金）

- ・貸付限度額：個人3億円、法人10億円
- ・償還期限：25年以内（措置期間：10年以内）
- ・貸付当初5年間実質無利子化
- ・実質無担保、無保証人

(3) 農林漁業施設資金

- ・貸付限度額：負担額の100%又は1施設1, 200万円
- ・償還期限：15年以内（措置期間3年以内）
- ・貸付当初5年間実質無利子
- ・実質無担保・無保証人

2 支援対象者

被災した農家

3 問い合わせ先

農業経営基盤強化資金、農林漁業施設資金について

(株)日本政策金融公庫金沢支店 TEL：076-263-6471
農業近代化資金は、最寄りのJA等の窓口までお問合せください。

事業名：能登半島地震被害対策資金
担当：石川県農林水産部 農業経営戦略課



R6.12.16
被災農業者
向け

現地融資相談会

無料

事前
予約制

営農再開に必要な資金について
ご相談をお受けします。



開催日

令和6年 **12月25日水曜日** 10時～16時

会場

JAのと 本店 1階福祉センター
鳳珠郡穴水町字大町ほの95番地

事前予約が必要です

JAバンク石川信連

076-240-5141

日本政策金融公庫金沢支店

076-263-6472

予約は開催日の2日前(12/23)16時まで

次回以降の開催日

★毎月、中能登・奥能登2会場で開催予定
(毎回10時～16時開催)

中能登
会場

1月8日(水)
2月5日(水)
3月5日(水)

第1水曜

会場 **JA能登わかば**

本店 2階
七尾市矢田新町イ部6番地7

奥能登
会場

1月22日(水)
2月19日(水)
3月19日(水)

第3水曜

会場 **JAのと**

本店 1階福祉センター
鳳珠郡穴水町字大町ほの95番地



ご相談いただいた内容については、営農支援につなげるため、個人情報も含め、主催各機関において共有させていただきますのでご了承ください

12 農作業に係る人手の確保

1 支援内容

営農継続に向け、被災した農業者（受入農家）に対し、果樹の剪定等の災害ボランティアでは補えない専門技術を要する農作業等の支援が可能な農業者等（農業専門人材）を派遣

2 支援対象者

<受入農家>

地震や豪雨からの営農継続に向け、人手不足等により、一時的に農業者等（農業専門人材）の支援が必要な方

<農業専門人材>

被災地の農業者を応援したい農業者や農業経験者、営農に必要な技術をお持ちの方

※ 現地までの交通費の一部助成（上限1万円/日）

3 相談先

石川県農林水産部 農業経営戦略課

TEL : 076-225-1660

事業名：農業人材マッチング促進事業【県】
担 当：石川県農林水産部 農業経営戦略課
（委託先：石川県農業協同組合中央会）



被災により人手不足でお困りの農業者の皆様

農業者応援

ボランティアを募集してみませんか？

例えばこんな作業・・・

※画像はイメージです

農作物の収穫



水稻育苗作業



果樹の剪定・摘果



ハウスの解体や建設



病虫害防除



専門的な技術が必要な作業から、
農作業経験の少ない方でも可能な作業まで、
農作業でお手伝いしてほしいことを教えてください



まずはお近くの 農林総合事務所 に ご相談ください

詳しい募集方法は、裏面をご確認ください

募集方法①

デイワーク で募集

- デイワークでは、**アルバイト募集**と**ボランティア募集**が可能です。登録者は全国にいますので、様々な農業バイト経験者の協力を得ることができます。
- **農業機械の操作**や**果樹の剪定**など、専門的な技術や知識が必要な求人には、デイワークをご活用ください。

※デイワーク:スマートフォンを使った農業者向けマッチングアプリ

アプリインストール

iPhone/iPad



Android



デイワーク利用ガイド



※操作方法などはサポートします

募集方法②

石川県ホームページで募集

- 石川県のホームページ上では、**ボランティア募集**の掲載が可能です（**アルバイトは募集できません**）。
- 石川県ボランティア登録を行っている**約4万人**の方へ**毎週メール配信**されますので、**より多くの方に周知**することができます。

石川県HP



ボランティア募集の場合、①、②の2つの募集方法を併用できます！

留 意 事 項

- 希望日の人手を確保できない場合もあります。人手確保のため、**早めの募集開始（2週間ほど前）**や**活動日を複数設定**する等の工夫が必要です。
- どちらの募集方法でも、お手伝い頂いた方に**交通費**を支給します。**申請書に受け入れ農家のサイン**を記載する欄がありますので、対応をお願いします。
- お手伝いに来られる方に、農作業中のケガ等に備えた**保険加入**をお勧めください。既に傷害保険等に加入の場合は、新たに加入する必要はございません。
- 農林水産業ボランティアとの同時募集の場合、作業内容や日時をずらすなど配慮をお願いします。

問合わせ：奥能登農林総合事務所 農業振興部 TEL：0768-26-2323
 中能登農林総合事務所 農業振興部 TEL：0767-52-5522

石川県農林水産部農業経営戦略課農業人材グループ（石川県金沢市鞍月1丁目1番地）

TEL：076-225-1660 FAX：076-225-1618

13 共同活動に係る人手の確保（能登農林水産業ボランティア）

1 支援内容

営農継続に向け、農道や水路の補修などの簡易な復旧作業や、草刈り・泥上げなどの共同活動を支援するボランティアを派遣

2 支援対象者

地震や豪雨からの営農継続に向け、人手不足等により、共同活動の支援が必要な方

事業名：能登農林水産業ボランティア【県】

担 当：石川県農林水産部 里山振興室

14 既往債務の負担軽減や運転資金の借入れ

1 支援内容

(1) 既往債務の償還猶予

国から関係金融機関に対し、既往債務の償還猶予の要請を実施

(2) 経営の安定を図るために必要な運転資金

農林漁業セーフティネット資金

- ・貸付限度額：年間経営費等の全額または1,200万円
- ・償還期限 15年（据置期間3年）
- ・貸付当初5年間実質無利子
- ・実質無担保・無保証

2 支援対象者

被災した農林漁業者

3 必要書類

被災証明書

4 問い合わせ先

農林漁業セーフティネット資金について

(株) 日本政策金融公庫金沢支店

TEL：076-263-6471（代表）

事業名：能登半島地震被害対策資金

担当：石川県農林水産部 農業経営戦略課

15 収入保険・農業共済の支払

1 支援内容

(1) 収入保険

収入保険の補てん金の支払いは、保険期間の終了後になるが、保険期間中であっても、地震など自然災害等により、補てん金の受け取りが見込まれる場合、無利子のつなぎ融資を受けることが可能

(2) 農業共済

共済金の支払いには、損害評価の実施が必要になるが、現地における損害評価が実施できない場合や損害の認定時期が遅れる場合には、仮渡し金を受けとることが可能

※その他、収入保険の保険料の納付期限の延長なども措置されていますので、支援内容についての詳細は「3 問い合わせ先」までご連絡ください。

2 支援対象者

収入保険、農業共済に加入している農家

3 問い合わせ先

石川県農業共済組合

TEL : 076-239-3111

事業名：能登半島地震被害対策資金
担 当：石川県農林水産部 農業経営戦略課

16 被災した農家の一時的な雇用

1 支援内容

農家が、被災した農家を一時的に雇用して研修する場合に助成

＜雇用就農資金（被災農業者向け雇用就農促進支援）＞

助成額：1人当たり10万/月（年間120万円）

支援期間：最短1か月～最長2年間

留意事項：・被災農家と3ヶ月以上の雇用契約を締結する

・被災農家は研修終了後も引き続き農業を継続することが見込まれる方

2 支援対象者

被災農家を農業生産や加工販売の業務に従事させ、実践的な研修を実施できる農家

事業名：雇用就農資金【国】

担当：石川県農林水産部 農業経営戦略課

17 被災した農家における従業員の雇用維持

1 支援内容

被災した農家が一時的に従業員を他の農家等へ研修生として派遣させる場合、従業員の転居費、住居費、交通費のほか、受入法人への研修負担金（謝金）に対して助成

<雇用就農資金（次世代経営者育成タイプ）>

助成額：要した経費を助成（上限10万円/月）

支援期間：最短3ヵ月～最長2年間

2 支援対象者

被災した農家で、従業員を他の農家等へ研修目的で派遣する方

※ 経営力の向上を図るための研修等であれば、農業以外の職種に派遣も可能

事業名：雇用就農資金【国】

担当：石川県農林水産部 農業経営戦略課

18 被災した鳥獣被害防止柵の復旧

1 支援内容

(1) 対象施設

野生鳥獣による農作物被害を防止するための侵入防止柵
(電気柵・ワイヤーメッシュ柵 等)

(2) 支援対象経費

侵入防止柵の資材費

※ただし支援単価には上限額があります。

2 支援対象者

地域協議会

3 支援対象者の負担割合

自主施工の場合：負担なし

業者発注の場合：費用(資材費・設置費)の1/2

4 必要書類

- 被災状況が確認できる写真と被災場所のわかる地図

事業名：鳥獣被害防止総合対策事業【県】
鳥獣被害防止総合対策交付金【国】
担 当：石川県農林水産部 里山振興室

19 なりわい再建支援補助金

1 支援内容

施設・設備、機械、店舗などの復旧費用等

- (1) 資材・工事費、設備調達や移転設置費、取り壊し、除去費、整地・排土費等を含む
- (2) 車両やパソコンなど業務以外にも利用する可能性がある機械等は対象外
- (3) 原則、従前の施設・機械と同程度の能力までの修繕・再取得が対象

ただし、

- ① 施設の改良（補強）や機械の機能付加・拡充が可能

※ その場合、補助上限は原状回復に要する経費に補助率を乗じた額まで

- ② 修繕が困難な場合等は、建物の建替・移転、機械の入替が可能

- ③ 修繕が可能な場合でも、修繕（原状回復）に要する費用を上限として建替や入替が可能

（詳しくは、お問い合わせください。）

2 支援対象者

中小企業者（個人事業主も対象）等

3 支援対象者の負担割合

中小企業者 1／4、中小企業者以外 1／2（上限15億円）

※ 過去数年以内に被災し、かつ復興途上である等の要件を満たす場合、5億円まで定額補助

4 留意事項

- ・ 補助を受ける施設・機械について保険・共済への加入が必要
 - ※ 小規模企業者は保険・共済加入に変わる取組での代替も可能
- ・ 被災状況が確認できる写真、被災証明書が必要

5 お問い合わせ先

金沢事業者支援センター TEL：0120-867-100

事業名：なりわい再建支援補助金【国】
担 当：石川県商工労働部 経営支援課